

『軽減税率の経理・申告ガイド 記帳から申告等詳解—国税庁』

国税庁は先般、「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」を公表した。

1.「軽減税率制度の概要」では、○日々の業務で対応が必要となること、○軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間の税率区分、○帳簿及び請求書等の記載と保存(令和元年10月1日～令和5年9月30日)、○帳簿と請求書の記載例について詳述。2.「区分経理(記帳)」では、発行した請求書又は受領した請求書等を基に帳簿等に記載する流れを例示。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となる。3.「決算処理」では、損益計算書や貸借対照表等の作成について図示。10月1日以降は軽減税率8%に占める地方消費税率が旧税率のそれと異なるため、区分経理しなくてはならない。4.「申告書作成」では、実際の課税取引金額計算表や税率別消費税額計算表、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表等を用いて、課税標準額・消費税額や課税売上割合、課税仕入れ等の税額、差引税額、地方消費税の各計算法を図示し、消費税確定申告書に転記する流れまで掲載。以降、中小事業者や個人事業者、簡易課税制度を適用する事業者、免税事業者への留意点等を載せている。



『競争力の維持・強化策を提起 ものづくり白書を公表—経産省』

経済産業省は「平成30年度ものづくり基盤技術の振興施策」(ものづくり白書)を公表。日本の製造業が今後も競争力を維持・強化するための具体的な方策として(1)世界シェアの強み、良質なデータを活かしたニーズ特化型サービスの提供(2)第4次産業革命下の重要部素材における世界シェアの獲得(3)新たな時代に必要となるスキル、人材の確保と組織作り(4)技能のデジタル化と徹底的な省力化の実施—の4点を提起した。(1)は世界シェアと現場の良質なデータを活かし、顧客の新たなニーズに対応したサービス提供型のビジネスモデルを確立する。(2)は部素材などの強みを活かし、完成品メーカーに対して提案したり、技術差を背景に標準を獲得したりするなどを通じて世界市場を開拓する。(3)は製造×AI・IOTスキル人材を育成するだけでなく、スキル人材が活躍できる場作りや組織変革を実施する。(4)は熟練技能のデジタル化を強力に推進し、深刻な人手不足を追い風に変え、現場の徹底的な省力化を進めて生産性を向上させる。第1部第2章(経産省執筆)では、世界の中での日本の製造業の立ち位置や新たなビジネスモデルの展開、スキル人材が活躍できる環境などについて、多数の事例を交えて分析している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com